

平成 25 年度守山地区環境情報交換会意見控え

- ・日 時：平成 26 年 2 月 18 日（火）13:30～
- ・場 所：守山市商工会議所
- ・参加者：参加者名簿の通り

1. 主催者湖南・甲賀環境協会 田口副会長より挨拶
地区懇の主旨・会員専用ホームページへの環境管理の手引きの掲載紹介等



2. 自己紹介（全員）



（松村所長）いかに地域住民と調和をとるかが重要になってくる。

米原～八日市にかけて起きた事故は、委託業者に任せっきりにしたため、広範囲の損害を与えた。

産廃の処分を委託するときも WDS を提出して廃棄物の情報を提供責任があるように、あなた任せは絶対にいけない。安全性を確認した上で工事等依頼して、環境事故の起きないようにしてほしい。

（菅井課長）環境モデル都市について（33社で構成）提案を行なったが採択されなかった。

来年度は EV 車の利用促進に向けて、事業者向けの補助を行なう。

今年度は太陽光発電の補助を行なった。

3. 滋賀県から



①工場事業上の立入り調査結果概要 滋賀県南部環境事務所中島主事

資料の他補足説明

- ・有害物質使用特定施設の構造基準により、日常点検は行なわれているが法的点検が行なわれていない。点検記録の保管義務がある。
- ・大気の届出
設備業者が届出を行なう場合が多いが、管理者・責任者は事業所なので施設の能力・構造を把握して欲しい。
- ・廃棄物
廃棄物の保管場所を移動した時に掲示忘れが起きている。廃棄物の保管が例えば塗料の残った塗料缶が雨ざらしになっており、降雨によりあふれて流出する恐れがある・・・というような適切でない場合がある。

②情報提供 大屋技師

- ・こなん水環境フォーラムの紹介 (H25.3.1 於野洲図書館 湖南流域環境保全協議会、滋賀県共催)
オムロンさんの活動報告もあるので、CSR の発信の参考にして欲しい。
- ・滋賀県発低炭素社会行きパンフレットの紹介
他社への貢献の代表例として記載されている。今後の活動に貢献を意識して行なってほしい。
- ・土壌・地下水汚染対策について
工場の増設、解体に伴い基礎を掘り返す際の注意点
面積が 3000 平方メートルを超えて形質変更する場合はすべて(田んぼでも道路でも自分の土地でも)、土壌汚染対策法第 4 条により、工事着手の 30 日前までに県への届出が必要である。
現在有害物質を使用していなくても、有害物質の使用履歴があれば、県から調査命令をかけることになる。調査に日数(30 日~60 日)がかかり、土壌汚染が見つかった場合は、掘削除去や費用がかかり、工期の変更をしないといけないので工期計画の時点から県に相談して欲しい。
滋賀県条例では、有害物質使用地で 100 m²以上の土地を形質変更する場合は届出が必要になる。
どこが有害物質使用地の該当か否かは、『有害物質使用地台帳』が各環境事務所にあり、閲覧可能なので自分の工場がどうか閲覧して欲しい。調査の猶予もある。
事務所棟を増築していても届出がない場合がある。認識をきちんと持って欲しい。

まずは土壌・地下水を汚染させないため未然防止の方が重要。

汚染させないように未然防止のために構造基準の遵守等（漏れても汚染を食い止めるハード面）するためしてほしい。

『土壌汚染の未然防止に係るマニュアル』にもあるとおり、作業者が不注意からうっかりこぼす、飛散した場合の処置の誤り、原料運搬業者の不注意でこぼす、オーバーフローなど環境担当者だけでなく、実際の現場での作業員・出入り業者も含め徹底して欲しい。

自主的にどこまで取り組むか？また、使用薬品の把握をしてほしい。

10メートルメッシュで汚染が見つかったら数百万数千万かかり、会社のイメージダウンもする。有害物質は今後も追加される可能性もあるので、現状が有害物質を使用していなくても化学物質の管理という面で管理を積極的にしてほしい。

4. 守山市より

- ・事業所における公害苦情の状況とその対応について説明。（守山市役所 主任 井上紀彦氏）

Q1：守山市の変更届の資本金や従業員数を記入するところがありますがどの程度でですか？

A1：施設の変更届等、ついでに変更してほしい。



5. 環境事故事例の紹介と自主管理について NPO びわ湖環境 佐野氏

6. 環境管理の手引きの使用方法について NPO びわ湖環境 佐野氏より説明。

環境関連法令公布・施行状況一覧表の最新情報と併せて活用してほしい。



7. 意見交換



Q1: 水濁法、特定施設を有する工場においては排出水の測定を毎月1回することになっており、有害物質（カドミウムなど20種類以上）の許容濃度が定められています。測定に際しては全ての種類の有害物質の濃度を測定しなければならないのでしょうか。または心配される物質のみを測定すれば良いのでしょうか。

A1: 法律上、排出されるおそれのある有害物質を自主管理の中で測定してください。

Q2: 近隣住民に対する騒音、臭気対策はどこまですればいいか？原材料受け入れ時など、一時的な数値に対しても対策をしなければいけないか？

A2: 一時的であっても一報してもらったら指導するが、一時的で無ければ測定するという動きになる。

Q3: 環境事故の未然防止の取り組みについて、各企業の取り組み事例を紹介していただきたい。

A3: 事故が発生したら回収した油を含むものを入れる為のオープンドラムが何百本も必要になる。

回収には従業員が総動員である。そのために川に入るときの長靴、作業者への水分補給・・・莫大な損害になる。湖南・甲賀環境協会の会員にオープンドラムを貸してもらい、助かった。

A3: 環境事故被害拡大防止マニュアル（湖南・甲賀環境協会 会員専用ページに掲載）にいろいろ情報を掲載しているので参考にして欲しい。

湖南・甲賀環境協会は設立当初から、万が一環境事故がおきたら緊急備蓄資材を融通し合う申し合わせをしており、マニュアルの中に、保有一覧表を掲載している。

環境事故はまず、起こさないことが第一だが、万が一起きた場合大量の資材が必要となる。しかし劣化するため、現状は皆、販売業者もあまり在庫をおいていないのが現状である。湖南・甲賀環境協会ではネットワークで助け合いをしているということを、今後も忘れないで欲しい。

A3: 地域との常日頃のコミュニケーションをいかにとるか、いざ事が起こった場合、地域の方が理解いただけるか否かは常日頃のコミュニケーションによる。コミュニケーションの大切さを実感した。

Q4: コンデンサー等の中の微量のPCBを含む絶縁油を分析した際に生じた、試料の残りやウエスはPCBに該当するが、毎年6月末に提出する届出にどのように記載すればいいか。また保管方法をどのようにすればいいか。

A4: 次回の届出の際に新たに発生したPCB廃棄物として届出いただければ結構です。保管について

は、PCBが揮発しないように、密閉して（箱・袋）保管してください。

以上